計・施工管理業務」の資格を有している者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

イ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①アの再認定を受けた者を除く）でないこと。

ウ　平成20年度以降に、元請として設計完了した次の基準を満たす設計を行った実績を有すること。鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の校舎、研究施設、庁舎又は事務所における延べ面積1,800㎡以上、かつ階数２階以上の新営の実施設計業務。

エ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行なっていること。

オ　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年１月20日付け17文科施第346号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。)を受けていないこと。

②　施工に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,190点以上であること。

イ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②アの再認定を受けた者を除く）でないこと。

ウ　平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の校舎、研究施設、庁舎又は事務所における延べ面積1,800㎡以上、かつ階数２階以上の新営工事

エ　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、千葉大学から「国立大学法人千葉大学における指名停止等の措置要領に係る事務手続き」および文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

Ⅰ　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

Ⅱ　平成20年度以降に、上記ウに掲げる同種工事の経験を有するものであること。

Ⅲ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料をもとめることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑷　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係があるもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照))

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　入札手続等

⑴　担当部局　〒263―8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町１番33号　国立大学法人千葉大学施設環境部施設企画課　電話043―290―2120 eai2121@chiba-u.jp

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　令和５年６月29日（木）から令和５年７月31日（月）午後３時00分まで間、電子入札システムの本件調達概要にて交付する。なお添付資料開封にはパスワードが必要なため入札説明書等希望者は以下の要領によること。

ａ）上記３⑴記載のアドレスにメール送信すること。

ｂ）電子メールの件名は「【入札説明書等申込】千葉大学（柏の葉）バイオ・健康オープンイノベーション拠点（仮称）施設整備事業」とすること。

ｃ）メール本文に「会社名称、連絡先電話番号、本件担当者氏名」を明記すること。電子メールによる申込受信確認後、申込者にデータ開封のためのパスワードを記したメールを返信する。図面等の交付については入札説明書添付の「配布資料一覧」によることとする。

⑶　申請書及び技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法　申請書は令和５年６月29日（木）から令和５年７月31日（月）午後３時00分までに電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記３⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。)又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)すること。

⑷　入札及び開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、令和５年８月30日（水）午後３時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記３（１）と同じ場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。)又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)すること。開札は、令和５年８月31日（木）午前10時00分。国立大学法人千葉大学施設環境部施設企画課で行う。

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。なお落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、その証券を提出する場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約